

緊急事態宣言発令にともなう当組合の新型コロナウイルス対策について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、政府は、緊急事態宣言を発令し、外出自粛を指示しました。当組合は、時差通勤や定時退社の実施など新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組んで参りましたが、本日から、今まで実施していた対策に加えて以下の対応を行うことといたします。

1. 窓口業務の中止（書類の受け渡しは郵送のみ）
2. 電話対応の中止（お問い合わせは郵送又はFAXでお願いします）
3. 職員の一部在宅勤務の実施（半数ずつの交代勤務）

在宅勤務の実施などにより、職員の人数を減らして業務を行います。このため、従来よりも手続きに時間を要する場合があります。また、手続きの処理にあたっては、健康保険証ならびに各種証明書の発行を優先的に行わせていただきます。

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

担 当：企画総務課

TEL 03-3462-6550